

令和3年度集団指導 確認問題

受講報告の中で出題した確認問題と解答・解説です。

確認問題 1

業務管理体制について、次のA～Dの選択肢の中から誤っている説明を1つ選択してください。

- A 法令遵守の義務及び法令遵守の義務の履行を確実なものとするための業務管理体制の整備については、介護保険法で定められている。
- B 介護保険事業に新たに参入したとき、届出事項に変更が生じたとき、届出先の区分に変更が生じたときは業務管理体制の届出が必要である。
- C 事業所等の数に応じて法令で義務付けられている業務管理体制を整備することにより、事業者として法改正や社会的要請に対応した業務管理体制が整えられる。
- D 業務管理体制は、方針の策定 (PLAN) → 規程・体制の整備 (DO) → 評価 (CHECK) → 改善 (ACTION) のPDCA サイクルで整備していく必要がある。

確認問題 2

令和3年度基準改正事項について、次のA～Dの選択肢の中から誤っている説明を1つ選択してください。

- A 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、感染対策委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施の措置を講じなければならない。(R6.3.31までは努力義務)
- B 事業者は、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するために、業務継続計画の策定、従業員への周知、研修及び訓練の実施の措置を講じなければならない。(R6.3.31までは努力義務)
- C 事業者は、ハラスメントに対する方針の明確化、従業員への周知・啓発及び相談等に適切に対応するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。(R6.3.31までは努力義務)
- D 事業者は、虐待の発生・再発を防止するため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を置く措置を講じなければならない。(R6.3.31までは努力義務)

確認問題 3

高齢者虐待防止について、次のA～Dの選択肢の中から誤っている説明を1つ選択してください。

- A 養介護施設従事者等による虐待の発生要因として、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多く、半数以上となっている。(令和元年度厚生労働省調査)
- B 高齢者虐待の区分として、「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」がある。
- C 養介護施設従事者等は、自身が従事する養介護施設等で、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかに市町村に通報する義務がある。
- D 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を行う際は、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律に違反しないよう事業所内で慎重に判断する必要がある。



解答・解説

確認問題 1 業務管理体制

【誤っている説明】

C 事業所等の数に応じて法令で義務付けられている業務管理体制を整備することにより、事業者として法改正や社会的要請に対応した業務管理体制が整えられる。

【解説】

法令上で義務付けられている整備すべき業務管理体制は、事業者が整備する業務管理体制の一部であり、これに加えて、事業者自らの取り組みが必要です。(説明資料 5 ページ参照)

確認問題 2 令和 3 年度基準改正事項

【誤っている説明】

C 事業者は、ハラスメントに対する方針の明確化、従業員への周知・啓発及び相談等に適切に対応するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。(R6.3.31 までは努力義務)

【解説】

ハラスメント対策については、経過措置期間はありません。現時点で必要な措置が講じられていない場合は、直ちに取り組んでください。(福祉用具貸与／特定福祉用具販売説明資料 7 ページ、その他の種別の説明資料 8 ページ参照)

確認問題 3 高齢者虐待防止

【誤っている説明】

D 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を行う際は、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律に違反しないよう事業所内で慎重に判断する必要がある。

【解説】

刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないとされています。(説明資料 12 ページ参照)